

1 命令等の題名

古物営業法施行規則の一部を改正する規則案

2 根拠となる法令の条項

古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第15条第1項第4号及び第21条の5第1項

3 改正の概要

(1) 相手方の真偽の確認方法の拡充等

法第15条第1項においては、古物商が古物の買受け等をしようとする場合、相手方の真偽を確認するため、

- 相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認すること（同項第1号）
- 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書（その者の署名のあるものに限る。）の交付を受けること（同項第2号）
- 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）による記録であって、これらの情報についてその者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定する電子署名のうち、一定の要件を満たすものに限る。）が行われているものの提供を受けること（同項第3号）
- これらの措置に準ずる措置として国家公安委員会規則で定めるもの（同項第4号）

のいずれかの措置をとらなければならない旨が規定されている。

本規則案は、上記「国家公安委員会規則で定めるもの」として、新たに、

- 相手方から、その住所、氏名、職業及び年齢について申出を受けるとともに、当該相手方に、古物商やその代理人等の面前において、器具を使用して当該相手方の氏名の筆記（当該氏名が電磁的方法により当該古物商の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）の映像面に明瞭に表示されるようにして行うものに限る。）をさせること
- 相手方から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第3条第6項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書並びに公的個人認証法第2条第1項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること
- 相手方から、公的個人認証法第17条第1項第5号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であって、同条第4項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第2条第3項に規定する特定

認証業務をいう。)の用に供する電子証明書(当該相手方に係る利用者(電子署名法第2条第2項に規定する利用者をいう。)の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省/法務省/経済産業省令第2号)第5条第1項各号に規定する方法により行われて発行されるものに限る。)並びに電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること

を加えるものである。

(2) その他所要の規定の整備

4 施行期日

公布の日